

2024年度（初年度）保存版

エコロたすけあい 制度ガイドブック



エコロたすけあい制度（以下、エコロ）ガイドブックの配布は、エコロ加入者のみに配布されるものですが、申込みカタログに組み込まれる関係で全組合員の方に配布されています。エコロ未加入の方もぜひ制度内容をご覧になっていただき、加入を検討ください。加入希望の方は裏表紙の加入申込書に必要事項記入してセンター事務局まで提出願います。

エコロ事務局（センター事務局）

TEL 0243-63-1050 FAX 0243-63-1051

e-mail kyoyu.fukushima@s-club.coop

**センター事務局が不在の場合は留守電に
メッセージを入れて下さい。**

**2024年4月1日発行
生活クラブふくしま生活協同組合理事会**

【エッコロたすけあい制度（以下、エッコロ）の導入目的】

- (1) 加入者どうしの日常的なたすけあいの関係をつくっていきます。
性別や世代にかかわらずすべての加入者が地域の中で孤立することなく、共同購入を続けていけることや日常の中で何か困ったことがあった際に、加入者どうしがたすけあえる関係をつくっていくことを目指します。
- (2) 子育て世代の組合員の方が、託児ケアなどを通じて組合員活動に参加しやすい状況をつくるとともに、支部委員や組合員リーダーなどの自主的な組合員活動を担う方が参加しやすくなる状況をつくっていきます。
- (3) 安心安全な食を共同購入で実現し、エッコロで加入者どうしの横のたすけあいの関係をつくり、生活クラブふくしまの組合員（エッコロ加入者）ならではの取組みをつくっていきます。

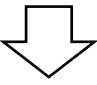
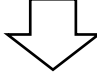

【エッコロの運用（やくそく事）】

- (1) エッコロの制度開始は、2024年4月1日からになります。
- (2) エッコロに加入できる方（以下、加入者）は、組合員に限定されます。
- (3) 加入者は1人1か月100円の掛金を毎月の共同購入代金と同時に引落になります。
- (4) 加入手続きと同時に保障が開始されます。
- (5) 給付金の支払いは、エッコロの加入者の掛金収入の中で行われます。掛金収入を超えて給付金が支払われることはありません。
- (6) 給付対象、ケアを依頼する人、ケアする人も加入者に限定されます。
- (7) ケアの依頼があっても実際にケアできる人が見つからない場合は、ケア不成立となります。
予めケアを依頼する方が、ケア者を指名して申請することを推奨しています。
- (8) ケア中の事故発生等は、ケア者保険の範囲で保障されます。
- (9) 事由が発生した時は、終了後60日以内に申請して下さい。申請はケアを依頼する人、ケアした人どちらか一方の方が申請して下さい。

【エッコロで使用する用語の説明】

ケア	今困っている人へのたすけあい（お手伝い） 組合員同士のたすけあいで出来る範囲のお手伝いです。専門的な介護や看護等は含めません。
ケア依頼者	事由発生により、ケア者の依頼をする加入者
ケア者	お手伝いする人、エッコロ加入者であれば誰でもなれます。 事前にケア者登録をしてください。
ケア金	ケア者にエッコロ加入者全体から支払われる給付金 (加入者の組合員をたすけてくれてありがたいの意味の給付金です)
ケア時間	ケア者が自宅を出た時から帰宅するまでの時間（基本1ケア2時間）
エッコロ事由	エッコロ制度内で保障される事柄

【事由が発生した際の申請方法】

事由発生連絡 	加入者またはケア者がセンターに連絡し（TEL 0243-63-1050）申請書を請求します。
申請書類の受取り 	センター事務局から申請書類が届けられます。 現在、生活クラブふくしまのホームページから申請書をダウンロードできるよう準備しています。（ダウンロードできようになりましたら、ニュースなどでお知らせ致します）
申請書類の提出 	必要事項を記入し、センターに提出して下さい。
給付金の受取り	翌月の「エコロチーム」で審査し、審査結果をお知らせします。 翌々月の共同購入代金と相殺になります。 ＊審査の結果、著しくエコロの給付内容を逸脱している場合は、給付金の支払いは行われません。

【行事保険】（該当するケガや事故があった際は事務局まで連絡を）

（1）組合員活動中の事故に備える補償制度です。

①エコロの掛金の一部を活用し、行事保険に加入しています。生活クラブの企画やイベント、行事に参加した組合員や組合員以外の方がケガをした時などに保険金が支払われたり、組合員に見舞金が出ます。

②保障内容

死亡 100万円 入院日額 1,500円/日（180日まで） 通院日額 1,000円/日（90日まで）	対人賠償 1名 1億円（1事由2億円） 対物賠償 1事故 1,000万円 預かりもの賠償 1事故 500万円（通算500万円）
---	---

【ケア者保険】（該当するケガや事故があった際は事務局まで連絡を）

（1）エコロ制度で定められているすべてのケアについて「ケア者保険」が適用されます。

・イベントでの集団託児も保障されます。ケア者が自宅を出た時から帰宅するまでの時間が保障されます。該当する事故が発生したら直ちに事務局まで連絡下さい。

（1）団体総合補償制度費用保険 ・死亡 300万円 ・入院 3,000円/日（180日間） ・通院 2,000円/日（90日間）	（2）請負賠償責任保険 ・身体賠償 1億円・見舞金費用 30万円 ・事故・訴訟対応費用 各30万円 ・財物賠償 1億円・管理財物 1億円・人格権侵害賠償 30万円
---	--

＊ケア者保険での免責額（5,000円）は、エコロから補てんします。

エコロたすけあい制度って、どんな制度なんですか？



『エコロ』はイタリア語で『はい、どうぞ』という意味

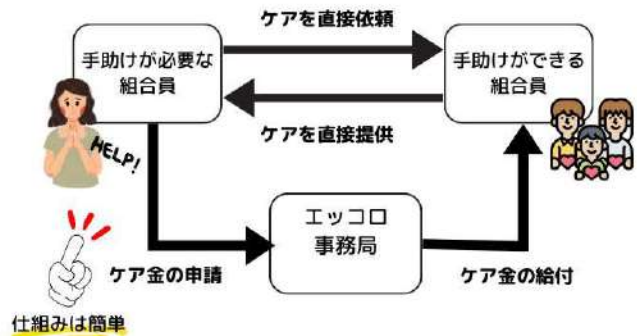
月100円で支えあう地域づくり

一般的な共済・保険は、病気やケガなど困ったことが起きるとお金が支払われますが、エコロたすけあい制度では家事などの手助け＝ケアの給付を基本としていることが特徴です。手助けした組合員には、加入者が出し合う毎月100円の掛金から「ありがとう」の気持ちとして、ケア金(1ケア/500円/目安時間は2時間)が支払われる仕組みです。エコロたすけあい制度を通じて地域にたすけあいを生み出し、ゆくゆくは制度を使わなくても自然と助け合える関係性を地域に広げていくことを目指します。

生活クラブの組合員から組合員へ広げる思いやり

合言葉は 「おたがいさま」

毎日の暮らしで、誰かに手伝ってほしいと思うことはありませんか？自分一人で・家族だけで頑張ろうとすると、SOSすら出せなくなってしまいませんか？
そんなときに生活クラブふくしまに、エコロたすけあい制度があり組合員同士で気軽にお願ひし、たすけあえる仕組みをつかっていきたいと考えています。



「3つの保障」があります

①活動保障

組合員活動中のケガ・家事支援・託児などの保障で、企画・運営に関わる組合員や企画に参加する組合員を支えています。
(組合員同士の親子関係でのケアは対象外)



②共同購入保障

消費材の盗難・破損などを保障します。(消費材金額の上限有)



エッコロたすけあい制度 予算シミュレーション 加入率50%（800人） 給付率30%（240人）と仮定

加入率と給付率を以下と仮定した場合の予算シミュレーション

●加入率 50%（加入者800人） ●給付率30%（給付人数240人）として算出

主な収入項目	収入	計算根拠
毎月の掛け金収入	80,000円	1人月100円×800人
年間収入	960,000円	1人年間1,200円×800人

主な支出項目	支出	計算根拠
ケア金年間給付金	120,000円	1ケア500円、給付30%で算出
共同購入破損他給付金他	120,000円	
集団託児ケア者交通費	120,000円	月1万円
ケア者保険	20,000円	ケア者の怪我、賠償の際の保険代
有償コーディネーター代	360,000円	月3万円×12か月
有償コーディネーター通勤、事務経費	96,000円	月8千円（通勤、業務携帯他）
雑費	50,000円	
予備費	74,000円	
合計	960,000円	

エッコロたすけあい制度にかかる経費はすべて掛け金収入の中で対応します。

年度の給付実態を踏まえ、数年かけて、ふくしま版の制度内容をつくっていきます。

③生活保障1

組合員本人が病気などになったとき、ちょっとした家事や買い物といったケアを他の組合員にお願いした際に使えます。妊娠～出産後の家事支援や託児など、お子さんのいる組合員の支えになります。（組合員同士の親子関係でのケアは対象外）



③生活保障2

組合員本人が高齢やケガなどにより、
①配達先に消費
材の受取が出来ない場合に代わりに届けた場合にケア金が支払われます。（年間上限有）
②注文用紙の文字が見えにくく記入できない方から注文内容を聞き取って記入を代行してあげた場合にケア金が支払われます。（1週100円）
（組合員同士の親子関係でのケアは対象外）



エッコロたすけあい制度内容(2024年4月開始版)

1. 1 ケアは2時間以内（ケア者の移動時間を含みます/集団託児を除く）でのケアを基本とします。
 2. ケア者のところまでに行く交通費は、ケア金に含まれます。（集団託児は別途交通費が支給されます）
 3. 加入者どうしの親子・姉妹兄弟・親戚関係でのケアは対象外となります。
- *ケア者が見つからない場合は、ケア不成立になります。制度導入時はケア登録者の不足が考えられます。ケア希望者がエッコロ加入者の知人等にケアできることを確認の上、ケア者指定での申請を推奨します。

(1)生活保障(加入者ならどなたでも対象になります)

ケアの内容	利用条件	保障内容	具体的な事例
加入者の通院・入院・在宅療養にともなうケア	・加入者が事故や病気で通院・入院・在宅療養しているとき	1 ケア 500 円	・子どもや家族のために、家事を手伝ってもらう ・通院や入院時に付き添い
加入者の産前・産後のケア	・加入者本人の産前産後のケア	1 ケア 500 円	・産後の検診の同行を頼む ・子どもの送迎や一時預かり
日常生活の困りごとを支えるケア①	何らかの理由により子ども送迎・一時預かり	1 ケア 500 円	・学校行事や通院などの際に子どもを一時預かりする。
日常生活の困りごとを支えるケア②	加入者自身でできない困りごとへのケア	1 ケア 500 円	電球の交換・庭の草刈り 重いものを移動
知人や親族に不幸があり長期に自宅を不在にするときのケア	加入者本人が長期に自宅を留守にするとき	1 事由（期間中） 500 円	家の管理 庭の水やり等

(2)組合員活動保障(対象:組合員活動を推進するリーダーや組合員活動に参加する加入者)

加入者本人の組合員活動を支えるための託児ケア	理事会・委員会活動の際の子どもの送迎や託児。	1 ケア 500 円	・生活クラブの会議や交流会、イベントへの活動に参加する際の託児ケア
組合員活動を支えるための集団託児ケア	組合員活動中に同部屋または別室での集団託児	1 ケア 500 円 (2 時間単位/交通費別途支給)	理事会、支部委員会、生産者交流会、料理学習会、(主催者で集団託児を準備した会場)

(3)共同購入保障 (対象:加入者の組合員が対象になります)

不在受取品の盗難、動物被害	配達された後、受取るまでに被害があった場合	被害実額 (上限額有)	・配達場所にあった消費材が盗難、動物被害にあった。
配達された消費材の持ち帰る間での破損	班の受取場所から自宅に持ち帰る間に発生	被害実額 (上限額有)	・転んで破損した、落とした。
注文代行 身体的事由により本人で注文出来ない場合	OCR 記入・web 申込の手伝い	1 週 100 円	共同購入の申込みを代行する
配達代行 何らかの理由で班へ消費材を取りに行けない	配達品をかわりに班に取りに行って、届けてあげる手伝い	1 ケア 100 円	共同購入品の班から組合員宅への配達を代行する。

- 提出方法 配達便（カタログ古紙回収とは別にして提出）またはFAX0243-63-1051
 または以下の画像を写メして、メール kyoyu.fukushima@s-club.coop に添付し送付
 （件名に エッコロ申請と記入 件名未記入は迷惑メールになり開封されません）

【共同購入品受取時の破損、盗難保障、申請書】 申請日 年 月 日

エコロ申請書①（コピーして使用下さい）

生活クラブふくしま生活協同組合 エッコロチーム 宛

支部名	班名（個配）	申請者氏名	連絡先
		氏名 組合員コード（ ）	

<事由報告>

発生日時	年 月 日 時頃			
被害内容	<input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> 汚染			
事故発生場所				
事故発生時の状況				
被害品目	消費材名	数量	単価（税込）	合計（税込）
被害金額合計	円			

<添付資料>

- 配達明細表（またはコピー）

<事務局記入欄>

事務局受付日（受付者）	年 月 日 （受取者 ）
エコロたすけあい制度加入有無	有 無（無は保障対象外）
エコロチーム受理日	年 月 日

- 提出方法 配達便（カタログ古紙回収とは別にして提出）またはFAX0243-63-1051
 または以下の画像を写メして、メール kyoyu.fukushima@s-club.coop に添付し送付
 （件名に エッコロ申請と記入 件名未記入は迷惑メールになり開封されません）

【ケア発生時の申請書】

申請日 年 月 日

エコロ申請書②（コピーして使用下さい）

生活クラブふくしま生活協同組合 エッコロチーム宛

支部名	班名（個配）	申請者氏名	連絡先
		氏名 組合員コード（ ）	

<事由報告> 該当する事由に☑をつけて下さい。

<input type="checkbox"/> 加入者の通院・入院・在宅療養にともなうケア	<input type="checkbox"/> 加入者の産前・産後のケア
<input type="checkbox"/> 日常生活の困りごとを支えるケア （何らかの理由により子どもの送迎・一時預かり）	<input type="checkbox"/> 日常生活の困りごとを支える軽ケア （加入者自身でできない困りごとへのケア）
<input type="checkbox"/> 知人や親族に不幸があり長期に自宅を不在にするときのケア	
<input type="checkbox"/> 加入者本人の組合員活動を支えるための託児ケア	<input type="checkbox"/> 組合員活動を支えるための集団託児ケア
<input type="checkbox"/> 注文代行 身体的事由により本人で共同購入の注文が出来ない場合の代行	<input type="checkbox"/> 配達代行 何らかの理由で班へ消費材を取りに行けない場合の代行

<ケア報告>

日付	ケア者（加入者）	組合員コード	ケア内容（ケア金）
/			（ 円）
/			（ 円）
/			（ 円）
/			（ 円）
/			（ 円）

<事務局記入欄>

事務局受付日（受付者）	年 月 日（受取者 ）
エコロたすけあい制度加入有無	有 無（無は保障対象外）
エコロチーム受理日	年 月 日

エコロたすけあい制度規約

第一章 総則

(目的)

第1条 エコロたすけあい制度（以下エコロという）は、生活クラブふくしま生活協同組合（以下生協という）の組合員が、地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみを作り、第2条に掲げる活動内容を行うことを目的とします。

(保障内容)

第2条 生協は加入者から掛金を受け取り、共済期間中に発生した以下の事由に対して保障を行うものとします。

1. 生活保障

(1) 組合員の生活を支えるサポート（加入者の通院や入院などの際の託児や家事手伝い等）

2. 組合員活動保障

(1) 集団託児ケア（学習会などのイベント時の託児対応）
(2) 個人託児ケア（支部委員や組合員リーダーの活動をサポートする託児対応）

3. 共同購入保障

(1) 共同購入品受取時の破損・盗難保障
(2) 共同購入品受取に困難が生じた際の消費材配達代行
(3) 共同購入に困難が生じた際のケア保障（高齢・障害を持つ人のOCR記入代行等）
(エコロチーム（仮称）の設置)

第3条 エコロたすけあい制度の自律的かつ円滑な運営を図るために「エコロチーム（仮称）」を設置します。

(エコロチーム（仮称）の議決事項)

第4条 「エコロチーム（仮称）」は、生協の総代会・理事会の決定に基づき次の事項を議決します。

(1) エコロたすけあい制度事由発生の処理に関する事項

(2) エコロたすけあい制度内容の検討に関する事項

(3) エコロたすけあい制度事業案の策定に関する事項

(4) その他エコロたすけあい制度運営上必要とされる事項

第二章 契約

(加入者の範囲)

第5条 加入者とは加入者本人とし、加入者になることができるものは生協の組合員とします。

(加入手続き)

第6条 生協に新規加入した組合員は、生協加入と同時にエコロたすけあい制度にも加入できるものとします（セット加入制度）。

(掛金および払込方法)

第7条 掛金は月額100円とし、毎月、生協の指定する日に生協に払い込むものとします。会費の払込方法は、別に定める細則によります。

(効力の開始)

第8条 効力の開始は加入申込みが受理された日からとします。

(制度金の受取人)

第9条 給付金の受取人は加入者本人及びケア者とします。

(制度期間)

第10条

1. 契約期間は4月1日より翌年の3月31日までとし、契約期間の中途での解約はできないものとします。

2. 解約方法は別に定める細則によります。

(契約の変更)

第11条 加入者は契約の成立後、次の変更が生じた時は、遅滞なく生協に届け出るものとします。

- (1) 加入者の氏名変更
 - (2) 加入者の住所・電話番号の変更
- (契約の消滅)

第 12 条 加入者が生協を脱退した時点で本契約は消滅します。

第三章 給付金の申請と給付

(事由発生の報告)

第 13 条 加入者は事由が発生したときは、速やかに事由発生状況を生協に報告し、所定の手続きをとるものとします。

(給付金の支払請求)

第 14 条 加入者は事由が発生した時、その発生日から 60 日以内に支払請求書と申請に必要な添付書類を提出し、給付金の支払いを請求するものとします。

(給付金の支払い)

第 15 条 給付金は事由内容を規約及び細則に沿ってエコロチーム(仮)が審査し、原則として共同購入代金の引き落としと相殺の形をとるものとします。

(時効)

第 16 条 給付金の受取人が給付金の請求手続きを事由発生から 1 年間怠った時、生協は給付金の支払い義務を免れるものとします。

(調整)

第 17 条 給付金の支払いに関し、生協と受取人の間に疑義が生じた時は、「エコロチーム(仮称)」において調整するものとします。

第四章 エッコロたすけあい制度の実施方法

(業務委託)

第 18 条 生協はエコロたすけあい制度活動を行うため、他団体に活動業務を委託することができるものとします。

(細則)

第 19 条 生協はこの規約に定めるもののほ

か、エコロたすけあい制度活動のための手続き、その他の業務の執行に必要な事項は、別に定める細則に基づいて活動するものとします。

(規約の変更)

第 20 条 この規約の変更は総代会(総代)の議決を必要とする。

(附則)

第 21 条 この規約は 2024 年 2 月 1 日から施行するものとします。

エッコロたすけあい制度細則

(総則)

第1条 エッコロたすけあい制度規約(以下「規約」という)第19条に基づき、エッコロ制度の執行に必要な事項は、この定めによるものとします。

(ケア及びケア者の定義)

第2条 「ケア」とは、日常生活を円滑にするために支援することをいい、「ケア者」とは、それを行う者をいいます。医療資格を必要とする看護や介護、その他特別な資格を必要とするものは含めないものとします。

(組合員活動の定義)

第3条 規約に規定する「組合員活動」とは、組合員拡大活動、各種資料およびチラシ配布、組合員の各種委員会・集会、イベント、共同購入品の授受などとし、組合員に同行している家族、及び、留守番をしている未就学児を含みます。

(集団託児の定義)

第4条 規約に規定する「集団託児」とは、組合員活動の各種委員会・集会の主催者が出席予定組合員に事前に託児の有無を確認して、ケア者を集め同一施設内で託児ケアを行うものをさします。尚、この場合に限り、ゲストと呼ばれる未加入者の子供も一緒に託児することを認めます。ただし有料となります。

(託児者が見る子どもの人数についての基準)

第5条 集団託児の際には、1歳以下の場合子供1人につき託児者1人、2歳の場合子供2人につき1人、それ以上の場合3人につき1人程度を目安として託児者の人数を選定します。なお兄弟などが一緒に参加する場合にはこの限りではなく柔軟に対応します。また首が座っていない乳幼児の託児は行いません。

(家族の定義)

第6条 規約に規定する「家族」とは、同居する親・子・配偶者・祖父母・孫、および別居の親・子・配偶者とします。

(契約期間をまたがる事由の取扱い)

第7条 事由が契約期間をまたがって継続した場合、その事由は前年契約期間に通算するものとします。

(掛金の払込方法)

第8条 規約第7条の掛金の払込方法は、毎年度の共同購入代金の支払いと同一の方法で払い込むものとします。

(解約方法)

第9条 規約第10条の2で規定する解約方法は、所定の解約届を提出するものとします。(毎年2月中のみ受け付けます。)解約を申し出ない場合は、制度契約はさらに1年間継続するものとします。

(申請方法)

第10条 規約第2条に規定する各「事由」に関する保障内容及び第14条に規定する「支払請求」に必要な提出書類はエッコロガイドブックに記載します。

(審査について)

第11条 規約第1章第3条以下に定める「エッコロたすけあい委員会(仮称)」が正式に発足するまで、規約第三章の第15条にあたる申請書類の審査については理事会で担うこととします。(附則)

第12条 1. この細則は2024年2月1日から施行するものとします。

2. この細則の改廃は生協の理事会において行うものとします。

エッコロたすけあい制度 加入申込書&ケア者登録申請書

- センターご提出の際は、使用済み封筒等に「センター事務局宛」と明記してご提出下さい！
すでにエッコロ加入済みの方やケア登録済みの方は変更がなければ再提出の必要はありません。

(1)あなたの氏名および必要事項をご記入下さい。 記入日 2024年 月 日

氏名		班名（または個配）	
組合員コード		連絡先	
ご住所			

(2)エッコロたすけあい制度に加入します。(☑を入れて提出下さい)

エッコロたすけあい制度の趣旨に賛同し、エッコロたすけあい制度に加入します。
共同購入代金から毎月掛金 100 円の引落しを承諾します。

ケア者に登録します。 ケア者登録申込書

(加入者の中でケア登録できる方は以下記入お願いします。100名のケア登録を目標にしています)

ケアできる エリアの範囲	(記入例 福島市北部エリアや福島市蓬莱地区など)
-----------------	--------------------------

◆できることに☑をお願いします。

項目	内容
生活保障	<input type="checkbox"/> 日常の生活サポート ()
組合員活動保障	<input type="checkbox"/> 個別託児 <input type="checkbox"/> 集団託児
共同購入保障	<input type="checkbox"/> 消費材のお届け <input type="checkbox"/> 申込や利用が困難な時の手助け

* 日常的な生活サポートについては、具体的にできることをご記入下さい。
 (例えば、庭の草刈り、電球の交換など)

◆ケアに携わりやすい時間・曜日を教えてください。(○をお願いします)

月曜日	午前	午後	具体的な時間帯	:	~	:
火曜日	午前	午後	具体的な時間帯	:	~	:
水曜日	午前	午後	具体的な時間帯	:	~	:
木曜日	午前	午後	具体的な時間帯	:	~	:
金曜日	午前	午後	具体的な時間帯	:	~	:
土曜日	午前	午後	具体的な時間帯	:	~	:
日曜日	午前	午後	具体的な時間帯	:	~	:
その他	曜日に関係なく具体的な時間帯		:	~	:	
祝日は、 <input type="checkbox"/> OK <input type="checkbox"/> NG						

◆ケア者の連絡ネットワークを作る予定です。eメールを使うかまたはLINE グループを想定しています。
 eメール LINE 両方可 その他 ()
 メールアドレス または LINE ID をご記入願います。

切取り